

尾張旭市教育委員会（１２月）定例会次第

日時 令和６年１２月１８日（水）

午後２時

場所 市役所３階 講堂（１）

１ 開会のあいさつ

２ 前回会議録の承認について

３ 報告

別紙のとおり

４ 付議事件

(1) 承認第５号 尾張旭市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定議案に係る教育長の臨時代理に関し承認を求めることについて

(2) 承認第６号 令和６年度一般会計補正予算（第５号）に係る教育長の臨時代理に関し承認を求めることについて

５ その他

６ 閉会のあいさつ

次回定例会

日時 令和７年１月２２日（水）午後２時

場所 市役所３階 講堂（２）

市政功労者表彰式

令和6年12月1日(日)

午前10時

尾張旭市文化会館

(以下抜粋)

一般表彰

○ 永年にわたり教育・文化の振興に貢献された方

公民館運営審議会委員

久野博行(くの ひろゆき)

図書館読み聞かせボランティア

古林佐智子(こばやし さちこ)

同

若尾博美(わかお ひろみ)

ざい踊保存会副会長

三浦雅子(みうら まさこ)

感謝状

○ 多年にわたり教育・文化の振興に寄与された方

教育委員会委員

松尾功(まつお こう)

学校保健会副会長

古峪秀樹(こざこ ひでき)

社会教育委員

若杉正人(わかすぎ まさひと)

同

森修(もり おさむ)

同

水野さやか(みずの さやか)

図書館読み聞かせボランティア

石崎広三(いしざき こうぞう)

教育長の現場訪問

リーディング DX スクール視察

教育委員会定例会 教育長資料

令和6年12月18日（水）

1

1 リーディング DX スクールとは

GIGA 端末の標準仕様に含まれている

○汎用的なソフトウェア

○クラウド環境 を活用して、

⇒情報活用能力の育成や、個別最適な学びと

協働的な学びの一体的な充実、校務DXを実施

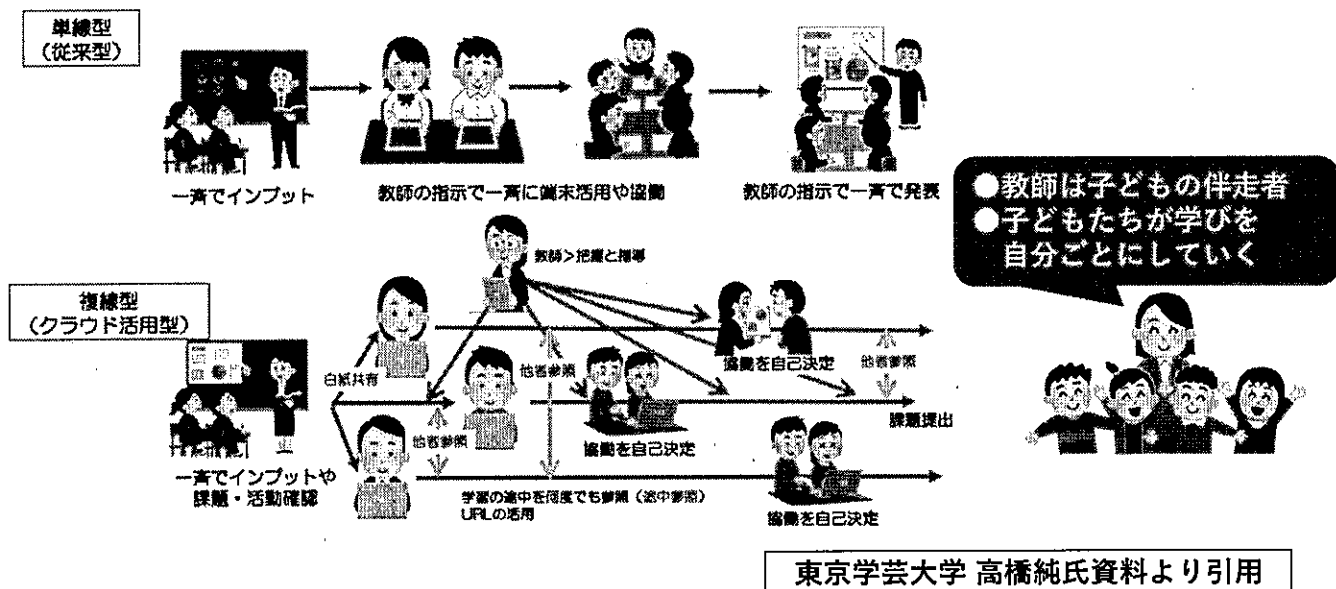
⇒全国に好事例を展開するための研究校

(全国の小中高等学校 約200校)

2

2 個別最適な学びと協働的な学び

○単線型の学びと複線型の学びの違い



3

3 視察 (春日井市立高森台中学校)

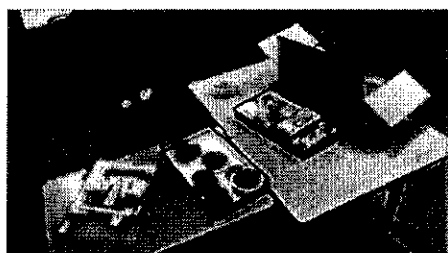
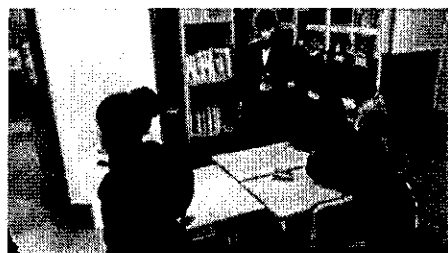


＜プランの立て方を学んでいる様子＞
生徒は、自分の力に応じた学習プランを作り、個別最適な学習を進めます。

自身の答えを他者と共有しながら挙げ、
分類しながら自己の研究主題を決めていきます。
配置は、個人・グループ等の学習形態に応じて、
自由に工夫し、移動して意見交換を行います。

4

4 視察（春日井市立藤山台小学校）



＜教室以外の場所を利用して学び＞
興味関心の高い児童のために、教室外
にスペースや教材が準備されています。

自分の学習成果をプレゼンする活動を通して、自信を
もって学習に取り組んでいます。
図書室では、異なる学年の児童間でのプレゼン資料作
成について、情報共有する取り組みを行っています。

5

藤山台小学校の学びの様子を
動画でご覧ください。

（動画 約3分20秒）

6

尾張旭市教育委員会

(令和6年11月)

定例会会議録

尾張旭市教育委員会

尾張旭市教育委員会（11月）定例会会議録

- 1 日 時 令和6年11月27日（水） 午後2時00分
- 2 場 所 市役所3階 講堂（1）
- 3 出席者 教育長 三 浦 明
委 員 山 本 真依子
委 員 鈴 木 厚 子
委 員 戸 原 弘 二
- 4 欠 席 者 委 員 近 藤 三 博
- 5 出席職員 教育部長 山 下 昭 彦
管理指導主事 伊 藤 和 由
教育政策課長 大 内 裕 之
学校教育課長 山 田 祐 司
学校給食センター所長 三 浦 明 美
生涯学習課長 鈴 木 直 子
図書館長 松 原 友 雄
文化スポーツ課長 周 防 康 尚
指導主事 岩 下 徹
- 6 従事職員 教育政策課長補佐兼教育政策係長 中 川 暢 顕
- 7 傍聴者 1名

8 会議に付した事件

- (1) 承認第4号 令和6年度一般会計補正予算（12月）に係る教育長の臨時代理に
関し承認を求めることについて
- (2) 協議第4号 今後の中学校休日部活動の考え方について
- (3) 第22号議案 令和7年度尾張旭市教職員定期人事異動方針について

	開 会 午後2時00分
教 育 長	本日の出席委員は4名です。定足数に達しておりますので、ただいまから、11月定例教育委員会を開催します。なお近藤委員から欠席届が出ております。 さて、日増しに秋の深まりを感じる季節となりました。市街地の街路樹の葉も日ごとに赤や黄色に彩りを増してまいりました。先週まで一般公開が行われていました「どうだん亭」のドウダンツツジの紅葉もここに来て、やっと見頃となり始めてまいりました。 また、冬の足音が聞こえてきますと、インフルエンザが流行しやすいシーズンも近づいてきます。今年は、インフルエンザにより、早くから学級閉鎖となっている学校があります。感染症の流行となると教育活動に大きな影響を及ぼすことから、感染拡大防止に向けた取組が重要となってきます。基本的な対策をしっかりと取るよう学校での指導をお願いします。 皆様も十分に気を付けていただきたいと思います。 それでは、続いて私からの報告をさせていただきます。 本日の報告は1件でございます。令和6年11月報告事項についての資料をご覧ください。 (資料に基づき説明) ・令和6年度第3回尾張部都市教育長会議(10月30日開催) (口頭での説明) ・愛日地方教育事務協議会委嘱による学習指導研究発表 ・令和6年度小中学校PTA連絡協議会教育懇談会
教 育 長	次に教育長の現場訪問とあります資料をご覧ください。 【パワーポイントに基づき説明】 ・旭小学校と城山小学校の運動会
教 育 長	それでは次第の2「前回会議録の承認について」に入ります。各委員

	は、10月定例会会議録について、訂正等がありましたらお願いします。
	(無しの声)
	無いようですので、10月定例会会議録は原案どおり承認します。会議録承認の署名を行う委員は、山本委員を指名しますので、後ほどお願いします。
	次に、次第の3「報告」に入ります。事務局から報告をお願いします。
管理指導主事	(資料に基づき説明)
	・11月校長会議等について
教 育 長	ただいまの報告に対しまして、ご意見・ご質問はございませんか。
戸 原 委 員	前回の教育委員会で、ファックスの誤送信について報告があり、その席で各校長の捉え方を質問したところですが、校長会議がまだ開催されていないとの説明でした。その後、校長会議が開催されましたかが、どのように対応されたのでしょうか。
管理指導主事	教育委員会事務局と該当校の校長から当該事象について報告しました。校長会議の中では、事象の重大性を考えると口頭の報告だけでなく、教育委員会として情報の取扱いに関する通知を発出し、各学校に周知すべきとの意見が出され、意見のとおり対応したところです。
教 育 長	ほかに、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
	(無しの声)
	無いようですので、次の報告をお願いします。
教育政策課長	(資料に基づき説明)
	・後援・推薦行事について
	・情報公開請求について
教 育 長	ただいまの報告に対しまして、ご意見・ご質問はございませんか。
	(無しの声)
	無いようですので、次の報告をお願いします。
生涯学習課長	(資料に基づき説明)
	・令和7年尾張旭市二十歳の集いについて

教 育 長	ただいまの報告に対しまして、ご意見・ご質問はございませんか。
教 育 長	旭中学校区で会場が変更されると説明がありましたが、客席 900 席の文化会館ホールでの開催なのでしょうか。ホールの客席と対象者を比較すると席に余裕がありますが、どのように運用されるのでしょうか。
生涯学習課長	ご指摘のとおり、旭中学校の対象者数が 345 名となりますので余裕が生じますが、新型コロナウイルス等の感染症予防の観点から、余裕をもって着席していただこうと考えています。
教 育 長	ほかに、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
	(無しの声)
	無いようですので、次の報告をお願いします。
図 書 館 長	(資料に基づき説明)
	・読書奨励事業「ぬいぐるみのおとまり会」実施について
教 育 長	ただいまの報告に対しまして、ご意見・ご質問はございませんか。
戸 原 委 員	参加された方からの感想はどのようなものがありましたか。
図 書 館 長	メールで感想をいただいた方からは、帰ってきたぬいぐるみと一緒に本を読んだり、読み聞かせをしたりするなどとても良い影響がありましたとの感想をいただきました。
教 育 長	来年度も実施する予定なのでしょうか。
図 書 館 長	来年度も実施する予定です。
山 本 委 員	多くの参加者から意見をいただければ、今後に生かせると思いますので、例えば、おとまり会の際に貸し出した本を返却される際に、意見をいただくなどしても良いのではないのでしょうか。
図 書 館 長	今回は、本の返却の際に意見をお聞きしていませんが、次年度以降の参考とさせていただきます。
鈴 木 委 員	参加者以外の方が、本事業の様子を知る機会があるのでしょうか。
図 書 館 長	現在、図書館のホームページに本事業の写真を掲載しており、市民の皆さんに見ていただけるようにしております。

教 育 長	ほかに、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
	(無しの声)
	無いようですので、次の報告をお願いします。
文化スポーツ課長	(資料に基づき説明)
	・愛知万博メモリアル第17回愛知県市町村対抗駅伝競走大会の選
	手について
	・市民プールリニューアルについて
教 育 長	ただいまの報告に対しまして、ご意見・ご質問はございませんか。
鈴 木 委 員	市民プールリニューアルについて、とてもありがたい良いお話だと思
	いました。今後、小学校の水泳授業で民間の屋内プールを活用していく
	方針ですが、リニューアル後の市民プールは、屋外プールを経験する良
	い機会にもなると思います。小学生だけでも入場することができる市
	内の大切な施設ですので、今回の申し出について、改めて感謝したいと
	思います。
教 育 長	寄附者の方が工事を実施することを基本とすると説明されましたが、
	市から工事に対する要望を伝えることはできるのでしょうか。
文化スポーツ課長	管理をしていくのは市となりますので、必要な要望事項はお伝えして
	います。具体的には、日よけとなるスペースを増やしていただく、将来
	的に維持管理が困難になるような設備は除外していただくよう調整を
	しています。
教 育 長	工事期間中は、市民プール東側の駐車場広場も貸し出しを行わないと
	いう理解で良いのでしょうか。
文化スポーツ課長	広場については、資材等を置くスペースとしての活用を考えており、
	工事を円滑に進めるために駐車場広場も休止とする予定です。現在、広
	場を利用されている方にも周知していく予定です。
教 育 長	市町村対抗駅伝について、所属欄に「出身」「在住」などの記載があ
	りますが、どのような方が登録可能なのでしょうか。
文化スポーツ課長	出場者登録は、基本的に市内在住者が対象となりますが、市内在住者

	だけでは出場者が集まらないため、緩和策として高校生以上の方は、市内出身者や在勤者も登録可能となっています。
教 育 長	ほかに、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
	(無しの声)
教 育 長	無いようですので、報告については終了します。
	次に、次第の4付議事件に入ります。
	はじめに、「承認第4号 令和6年度一般会計補正予算(12月)に係る教育長の臨時代理に関し承認を求めることについて」審議します。事務局から説明をお願いします。
教 育 部 長	(資料に基づき説明)
	・承認第4号 令和6年度一般会計補正予算(12月)に係る教育長の臨時代理に関し承認を求めることについて
教 育 長	ただいま説明がありましたが、これに対してご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
教 育 長	備品購入費の説明において、旭中学校に防球ネットを導入するとのことでしたが、他の中学校でも検討されたのでしょうか。
学校教育課長	旭中学校では、野球部の練習中に隣接する住居にボールが飛び込み、家や車を傷つけてしまう事案が発生しておりました。学校においても、バットの材質を変えるなどの対策をしておりますが、それでも同様の事案が発生し、近隣にお住まいの方にご迷惑を掛けてしまいましたので、このたび防球ネットを導入しようとするものです。
教 育 長	ほかに、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
	(無しの声)
	無いようですので、「承認第4号 令和6年度一般会計補正予算(12月)に係る教育長の臨時代理に関し承認を求めることについて」は原案どおり承認してよろしいですか。
	(全員異議なく原案どおり可決)
教 育 長	それでは、「承認第4号 令和6年度一般会計補正予算(12月)に係

	る教育長の臨時代理に関し承認を求めることについて」は、原案どおり承認します。
	次に、「協議第4号 今後の中学校休日部活動の考え方について」審議します。事務局から説明をお願いします。
指 導 主 事	(資料に基づき説明)
	・協議第4号 今後の中学校休日部活動の考え方について
教 育 長	ただいま説明がありましたが、これに対してご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
鈴 木 委 員	近隣では、名古屋市が中学校の休日部活動を行わない方針を発表したところですが、尾張旭市は教職員のうち指導を希望する方に参加してもらう方針となったことは良いことと考えます。
	ちなみに、資料に記載された生徒と教職員への意向調査は、毎年度実施するものなのでしょうか。
指 導 主 事	現在、部活動に参加している生徒や教職員に意見を聞く予定です。
鈴 木 委 員	年度が変われば、生徒も教職員も新入学や人事異動により意向が変わることが考えられますので、毎年度意向調査を実施した方が望ましいと考えますがいかがでしょうか。
指 導 主 事	人事異動により人の入れ替わりがあるため、年度ごとに調整は必要だと考えていますが、毎年度、意向調査を実施する予定はありません。ただし、今後地域クラブによる運営（地域移行）を実施しようとなった場合には、改めて意向を聞く必要が出てくると考えています。
教 育 長	今回示された考え方は、あくまでも休日の部活動についての考え方という理解で良いのでしょうか。
指 導 主 事	そのとおりです。平日の部活動については今までどおり実施し、休日の部活動のみ、教職員が指導を行うのであれば、立場を変えた教職員を含む部活動指導員や外部講師が実施するものとなります。
戸 原 委 員	平日の部活動は教職員が指導し、休日は部活動指導員が指導するとの説明がありましたが、立場を変えて外部講師となる教職員の方は、ボラ

	ンティアではなく、別に謝礼が支払われるということで良いのでしょうか。
指 導 主 事	教職員とは別の立場となるので、活動に応じて給与などとは別に、謝礼を支払う予定です。
戸 原 委 員	これまでは、教職員の方に依頼し、部活動が成り立っていたという面が大きいと感じていました。今回、活動に応じた謝礼が支払われ、待遇が改善されることはとても望ましいことだと思います。 大会やコンクールは休日に開催されると思うのですが、休日に活動しない部活動の場合は、参加を見送ることになるのでしょうか。
指 導 主 事	今後、検討が必要な課題であると考えています。他の自治体では、大会やコンクールに参加する場合は、特例的に活動を認める例があると聞いていますので、参考にして本市においても方針を決めていきたいと考えています。また、大会やコンクールに地域クラブとして参加できる例も増えてきていますので、部活動が地域移行した場合でも、問題は無いものと考えています。
教 育 長	鈴木委員からもご意見をいただきましたが、教職員の人事異動や生徒の入れ替わりの状況によっては、早期に部活動の地域連携から地域移行に進んでいくことも考えられるのでしょうか。
指 導 主 事	休日部活動の最終目標はあくまでも地域移行ですので、地域の指導者の方々とどのように関わっていくのかを試行するという点でも、地域連携を進めていくことが、その一歩目になると考えています。
教 育 長	はじめの一歩として地域連携を実施していくことと、子どもたちのために、将来的な地域移行についても検討を進めていって欲しいと思います。 ほかに、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。 (無しの声) 無いようですので、「協議第4号 今後の中学校休日部活動の考え方について」は原案どおり可決してよろしいですか。

	(全員異議なく原案どおり可決)
	次に、「第２２号議案 令和７年度尾張旭市教職員定期人事異動方針
	について」審議します。事務局から説明をお願いします。
管理指導主事	(資料に基づき説明)
	・第２２号議案 令和７年度尾張旭市教職員定期人事異動方針につ
	いて
教 育 長	ただいま説明がありましたが、これに対してご意見、ご質問等があり
	ましたらお願いします。
教 育 長	人事異動方針で、昨年度から大きく変わった点を教えてください。
管理指導主事	昨年度までは、管理職への登用に係る方針として、「男女を問わず登
	用する」旨の記載がありましたが、時代背景などを踏まえ削除されまし
	た。また、教職員人事に関する実施要領において、多様かつ豊富な教育
	的経験を得させるための交流について新たに記載しました。これによ
	り、来年度瀬戸市との人事交流を考えているところです。
教 育 長	ほかに、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
	(無しの声)
	無いようですので、「第２２号議案 令和７年度尾張旭市教職員定期
	人事異動方針について」は原案どおり可決してよろしいですか。
	(全員異議なく原案どおり可決)
教 育 長	次に、次第の５「その他」に入ります。事務局から説明をお願いいた
	します。
教育政策課長	(次回定例会日程について説明)
教 育 長	それでは、これをもちまして、１１月定例教育委員会を閉会いたしま
	す。
	閉 会 午後３時７分
	教育長

1 2 月定例教育委員会報告

1 2 月定例教育委員会の報告事項について

前定例会から本定例会に至るまでの教育委員会の所掌事務について、裏面のとおり報告する。

令和6年12月18日提出

尾張旭市教育委員会

教育長 三 浦 明

報告事項一覧

機 関 等	件 名
教 育 部 長	
管 理 指 導 主 事	1 1 2 月 校 長 会 議 等 に つ い て
教 育 政 策 課	1 後 援 ・ 推 薦 行 事 に つ い て 2 情 報 公 開 請 求 に つ い て
学 校 教 育 課	1 愛 知 県 立 大 学 と の 教 育 分 野 に お け る 連 携 協 力 に 関 す る 協 定 締 結 に つ い て 2 西 中 学 校 に お け る 物 損 事 故 に つ い て
学 校 給 食 セ ン タ ー	
生 涯 学 習 課	1 令 和 6 年 度 尾 張 旭 市 小 中 学 校 P T A 連 絡 協 議 会 教 育 懇 談 会 の 開 催 結 果 に つ い て
図 書 館	
文 化 ス ポ ー ツ 課	1 ど う だ ん 亭 秋 の 一 般 公 開 実 績 報 告 に つ い て 2 令 和 6 年 度 尾 張 旭 市 民 文 化 祭 実 施 結 果 に つ い て
全 課	

1 12月校長会議等について

1 12月校長会議

(1) 教育長

- 感染症の予防対策
- 綱紀粛正の徹底
- 「命」の大切さを
- 学校経営案の進捗状況

(2) 教育部長

- 令和6年12月定例会について
- 「県民の日学校ホリデーイベント」の参加者について
- 学校での事故について
- 交通安全・防犯について
- 各種行事等について

(3) 管理指導主事

- 危機管理について
- 人事情報の管理について
- 人権週間に向けて
- 教職員の不祥事根絶について

2 学校の様子

- 2学期末を迎え、個人懇談会が実施された。
- 法務省による人権週間（12月4日～12月10日）を踏まえ、人権意識の醸成を図る講話や行事等を実施した。
- 本年度は、12月23日（月）が2学期終業式になる。冬季休業を前に、休業期間中の生活等に関する留意点を指導している。

1 後援・推薦行事について

令和6年度受付分

No	区分	催物名	会場	実施日	行事概要・趣旨	申請団体名等
61	後援	一の谷×こだわりん ウインターフェスタ「里山のクリスマス」	香嵐溪一の谷	令和6年12月8日(日)	子どもたちが、里山の生態系について知り、竹林整備の大切さを学び、「体験」を通して、子どもたちの想像力や五感の発達を促し、里山への理解を深めることを目的として開催する。	こだわりん・おそとの食育イベント実行委員会 代表 柘植 千佳
62	後援	のびのび子育て×あんしんマネーセミナー	尾張旭市新池交流館ふらっと	令和7年1月17日(金)	社会貢献事業の一環として、子どもたち一人一人が個性や才能を発揮し安心して暮らせる未来を実現するため、一人でも多くの子育て中の保護者に子育て講座やお金の勉強・情報を提供する。	Bright Kids 代表 安江 祐斗
63	後援	冬休みテニス教室	テニスラウンジ新瀬戸駅前	令和6年12月23日(月)から令和7年1月13日(祝)	身体を動かすことの楽しさ、テニスの楽しさをさらに多くの人たちに広めて健康で明るく生きがいのある社会作りに寄与する。	株式会社テニスラウンジ 代表 江口 夏樹
64	後援	愛・地球博20祭連携イベント せと・まるつと未来 EXP02025 ～瀬戸蔵・パルティせと20周年記念事業～	瀬戸蔵、パルティせと及び周辺	令和7年3月20日(祝)、 3月22日(土)、 3月23日(日)	2005年に愛・地球博の開幕に合わせてオープンした施設である瀬戸蔵・パルティせとの、開館20周年を迎えることを記念し、ロボットを通して子どもたちがものづくりの楽しさを学ぶワークショップや、商店街と協力してスタンプラリー等のイベントを開催する。	瀬戸市市長 川本 雅之

65	後援	第39回尾張旭市青少年健全育成推進大会	尾張旭市文化会館	令和7年1月25日 (土)	表彰式や発表を行い、青少年の健全育成と非行防止について認識を高めるとともに、広く市民に理解と協力を呼びかけ、青少年健全育成活動の促進を図る。	尾張旭市青少年健全育成推進会議 会長 松原 弘道
66	後援	子ども元気プロジェクト 運動能力アップ教室	東印場ふれあい会館	令和6年12月22日 (日)	子どもの脳、姿勢、運動能力の発達を目的とし、楽しみながら身体の使い方や身体が触れ合うきっかけを作る活動を実施する。	一般社団法人フィジカルエクスプレッション協会 代表理事 岡田 康邦
67	後援	子ども元気プロジェクト かけっこ運動教室	志段味地区会館	令和6年12月25日 (水)	子どもの脳、姿勢、運動能力の発達を目的とし、楽しみながらかけっこをし走り方のチェックを行い、速く走れるような体づくりの活動を実施する。	一般社団法人フィジカルエクスプレッション協会 代表理事 岡田 康邦

許可件数7件（後援7件）

2 情報公開請求について

請求年月日	令和6年11月13日
請求区分	公文書公開請求書
請求内容	令和6年度9月・10月分の「在校時間状況記録一覧表」（市内12校分）
決定年月日	令和6年11月26日
開示区分	一部公開
開示文書名	令和6年度9月・10月分の「在校時間状況記録一覧表」（市内12校分）
担当部署	学校教育課
備考	1 非公開とした部分 在校時間状況記録一覧の対応等に関する部分 2 非公開理由 尾張旭市情報公開条例第7条第1号に該当 個人に関する情報であり、公にすることにより、プライバシーを中心とする個人の権利利益を害するおそれがあるため。

1 愛知県立大学との教育分野における連携協力に関する協定締結について

1 協定の概要

令和6年12月4日付けで、「尾張旭市教育委員会と愛知県立大学との教育分野における連携協力に関する協定」を締結しました。

2 協定の目的

教育分野で相互に密接な連携協力を行うことにより、教育・研究の充実と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

3 連携事項

- (1) 学生等による市立小学校及び中学校の教育活動の支援に関すること
- (2) 教職員養成における協力に関すること
- (3) 教職員の資質向上に関すること
- (4) スクールソーシャルワーカー及び教職員への指導助言、研修等に関すること
- (5) 教育、文化の振興、生涯学習の推進に関すること
- (6) 教育上の諸問題に係る調査研究に関すること
- (7) その他双方が協議して必要と認める連携事項に関すること

2 西中学校における物損事故について

次のとおり損害賠償の額の決定及び和解をしたので、報告します。

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 事故発生日 | 令和6年8月6日 |
| 2 | 事故の概要 | 西中学校において、野球部の生徒が打ったボールが、駐車場の自動車を損傷させた物損事故 |
| 3 | 損害賠償額 | 327,335円 |
| 4 | 示談締結日 | 令和6年11月15日 |

1 令和6年度尾張旭市小中学校PTA連絡協議会教育懇談会の開催結果について

1 開催日時

令和6年11月21日（木）午前10時から午前11時45分まで

2 開催場所

尾張旭市役所北庁舎3階 講堂1・2

3 出席者について

(1) 尾張旭市小中学校PTA連絡協議会（36名）

PTA会長、家庭教育委員等その他役員、小中学校長、事務局

(2) 市、教育委員会（8名）

市長、教育長、教育部長、管理指導主事、学校教育課長、生涯学習課長、多様性推進課長、多様性推進課男女共同参画係長

4 懇談テーマについて

「自分らしさってなんだろう ～かけがえのないわたしたち～」

5 懇談内容について

(1) 基調報告

児童生徒と保護者に対するアンケート結果を基に、家庭教育委員代表が報告（生涯学習課3～8資料のとおり）

(2) 意見交換

下記のとおり、家庭、学校、市それぞれの立場からの報告及び意見交換を実施した。

- ・自己肯定感が高いから良い、低いから悪いということではない。子どもがどのようなときに自己肯定感が上がったり、下がったりするかを保護者として把握し、子どもの教育に活かせると良い。（家庭）
- ・学校は学習する場だけでなく、同世代とのコミュニケーションを図る場としての機能も大きいと考える。学校行事だけでなく、PTAや地域でも子どもたちが参加できる行事を企画し、子どもたちが一緒に過ごす時間を増やしてほしい。（市）
- ・市も子どもと保護者が一緒に参加できるイベントを開催している。ぜひ積極的に参加してほしい。（市）

- ・先生が子どもの良いところを掲示している。個人が特定されないようになっているが、先生が見てくれているという肯定感を得られる良い取組のため、他の学校にも広げてもらいたい。（家庭）
- ・学校では子どもたちの良いところを見つけ、伝えるようにしているが、家庭の力も非常に大きい。保護者の方も子どもに良いところを伝えてほしい。（学校）
- ・PTA活動は面倒と感じる保護者が多いと思うが、実際に参加したら、保護者同士の繋がりができ、参加して良かったと感じている。（家庭）
- ・PTA活動で得た知見を、多くの保護者へ情報共有できると良い。（家庭）
- ・子どもが自らやりたい、こうしたいと決めたことは応援してあげることが大切であると思う。（市）
- ・寛容の精神が、多様性の本質であると思う。新聞記事で、将棋のトッププロが自閉症であると告白した記事を読んだ。医師の診断では、自閉症という名称となるが、高い集中力を有する一つの能力でもあり、その能力を発揮することを邪魔しない社会が、多様性を認め合う社会であり、寛容の精神に繋がるものであると考える。（市）

令和6年度尾張旭市教育懇談会 家庭教育委員代表基調報告

近年、社会の中で多様性という言葉が頻繁に耳にするようになった。そこで、改めて多様性について考えてみるとそれは、「あらゆる個性と個性が混ざり合いながら、他者を受容し、受け入れる」ことであることだと分かる。そして、他者を受容し受け入れるためには、自分の個性を知り、受け入れ、その上で他者を知ることが大切であると考えます。

本市においても子どもたちが、多様な個性があふれている大きな変革を迎えている現代社会の中を自分らしく、健やかに成長していくためには、自身の自分らしさを見つめ直す中で、自分を受け入れ、自己を見つめ直すことが大切であると考え、今回のテーマを設定した。今回の懇談では、自分を見つめ直す中での子どもたちの自己肯定感のあり方や子どもたちの自分らしさを大人達がどう大切にしていくなかについて協議をすすめていきたい。

本市の子どもたちとその保護者の実態と現状を把握するために、尾張旭市の小中学生とその保護者に対して、「自分らしさ」に関するアンケートを行った。

問1の「「自分のこと」が好きですか」という問に関しては、保護者の80%以上が自分の子どもは「自分のことが好きである」との回答を行っているが、小中学生の回答は50%以上で差があり、子どもの実態と保護者の感覚にずれがあることがわかる。

問2の「「自分の好きなところ」はどこですか」の問に関しては、小中学生は「特になし」と回答している割合が多く、自分のよさや自分らしさに自信がないことが垣間見える回答となった。

問3の「「自分の好きではないところ」はどこですか」の問に関しては、「勉強」の回答割合が小中学生・保護者ともに多く、勉強において劣等感を感じ、子どもたちの自信や自己肯定感を低下させる一因となっていることがわかる結果となった。

問4の「「人から言われた事」や「人からされた事」で嬉しかったことはありますか。また、それはどれに当てはまりますか」の問に関しては、外見よりも感謝の言葉や、内面・努力を認められることに関して子どもたちは喜びを感じていることがわかった。

問5の「「人から言われた事」や「人からされた事」で悲しかったり嫌な気持ちになったりしたことはありますか」の問に関しては、否定的な言葉を言われた

ことと回答した割合が多く、こちらも外見の批判よりも内面的なことに対する批判が子どもたちを嫌な気持ちにさせていることがわかった。

問6・7の問に関しては、嫌な気持ちになったときに「相手に伝えることができない」と回答した割合が3割程度となっており、また、その気持ちを伝える方法として、「伝えないし言わない」と回答している割合が一定程度いることから、自分の気持ちを心の中で我慢してしまう子どもたちが多くいることがわかった。

問8の「気持ちをうまく伝えたり言えないとしたら、その理由はなんですか」の問に関しては、「相手との関係性を崩したくないから」「相手に嫌われたくないから」と回答した割合が子どもたちは多く、自分自身が相手にどう思われているかを気にしている様子がうかがえる。また、問6・7に関連して、「相手を傷つけない」や「どう伝えたらよいか分からない」と回答した子どもも多く、相手に正しく自分の気持ちを伝えるというスキルに関しても課題があることがわかった。

問9の「あなたが相談できる相手はだれですか」の問に関しては、「親」と回答した割合が小学生は最も多く、中学生は「友だち」と回答した割合が最も多くなっている。また、小中学生ともに「学校の先生」と回答した割合が一定程度あり、学校の教職員も子どもたちの相談相手の一助になっている。

問10の「自分と違う意見、考えや気持ちを受け入れることができますか」の問に関しては、「できない」と回答した割合が少なく、子どもたちの中では多様な考え方や生き方について受け入れるような素地はできつつあることがうかがい知れる。

問11の「その理由」に関しては、できると回答した中には、「人との違いを楽しんでいる」や「受け入れた方が人間関係が広がるから」という違いを前向きに捉えている意見がある。その一方で、できない・わからないと回答した中には、「他人の意見は信用できない」や「学校と家庭での指導方法が異なり、本人が混乱をしている」という意見もあった。このことから、多くの子どもたちが、違う意見を受け入れることがある中で、一部は戸惑っている様子がうかがい知れた。

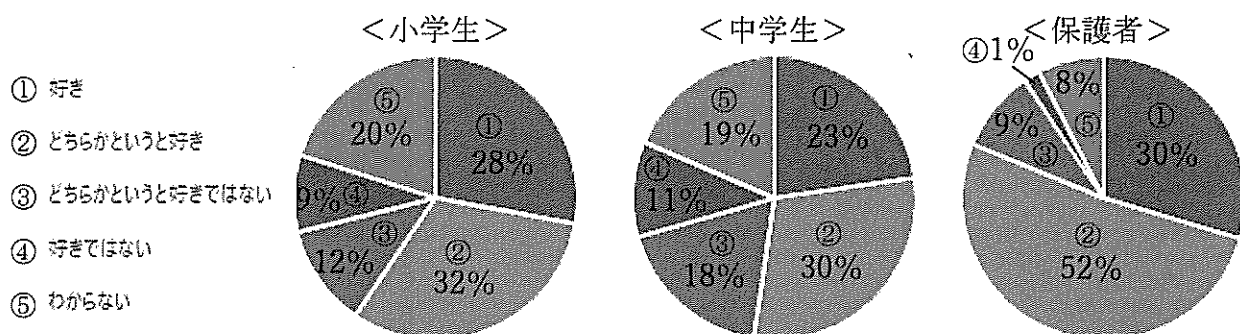
以上が、「子どもの自分らしさ」に関してアンケートを行った調査結果である。この基調報告は、これからの子どもたちがより自信をもって生きていくためには何が必要であるかを考え、現状とその課題を提案するものです。市と学校、保護者が共に学び、話し合い、考えていきましょう。

「自分に関するアンケート」集計まとめ

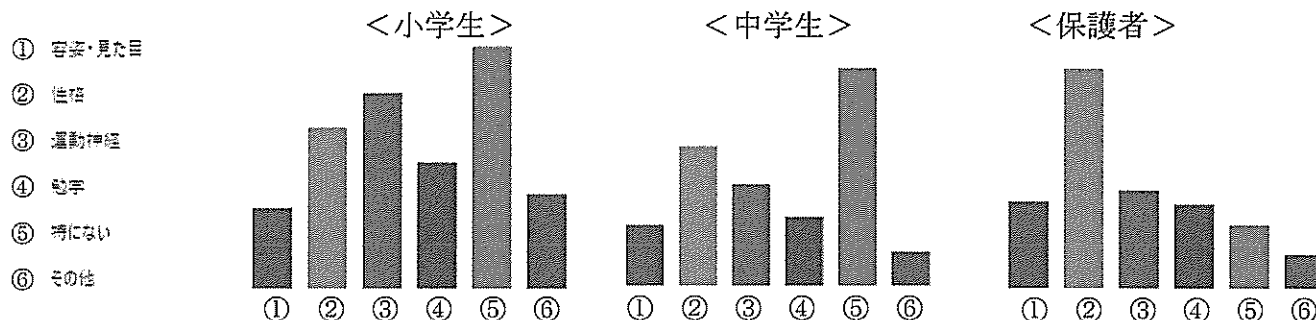
(対象回答人数：小学生2024人 中学生1311人 保護者976人)

※ 保護者は、自分の子どものことについて回答をしている。

1 「自分のこと」が好きですか。



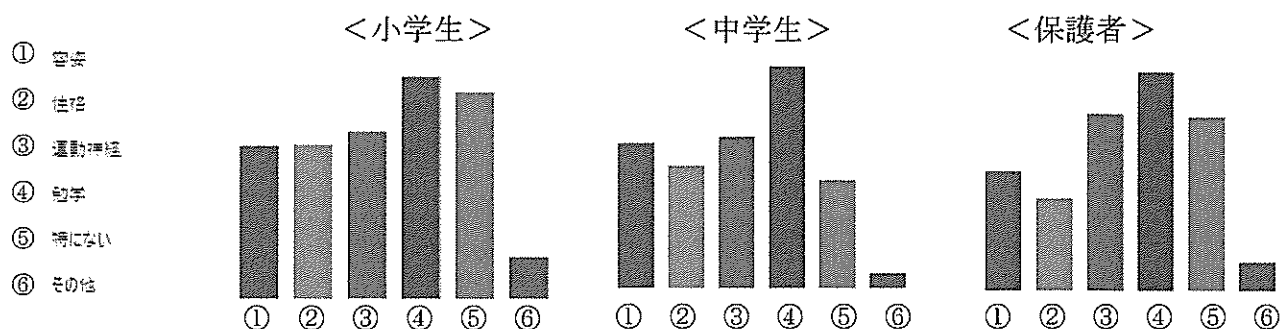
2 「自分の好きなところ」はどこですか。(複数回答可)



【その他の記載内容】

(小学生) 料理ができること、勝負に強い、趣味や習い事で得意なことがある、病気をしない など
(中学生) 趣味や習い事で得意なことがある、年下の世話が得意、夢がある、五体満足 など
(保護者) 趣味や習い事で得意なことがある、友だちが多い、家族親戚が多い など

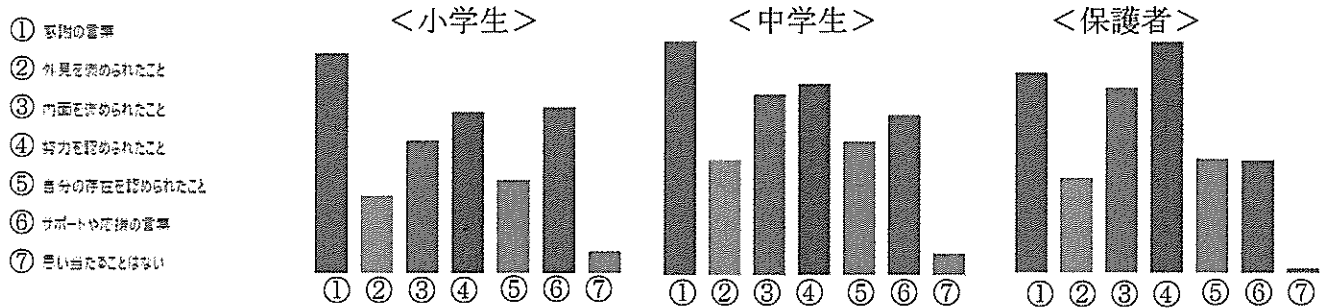
3 「自分の好きではないところ」はどこですか。(複数回答可)



【その他の記載内容】

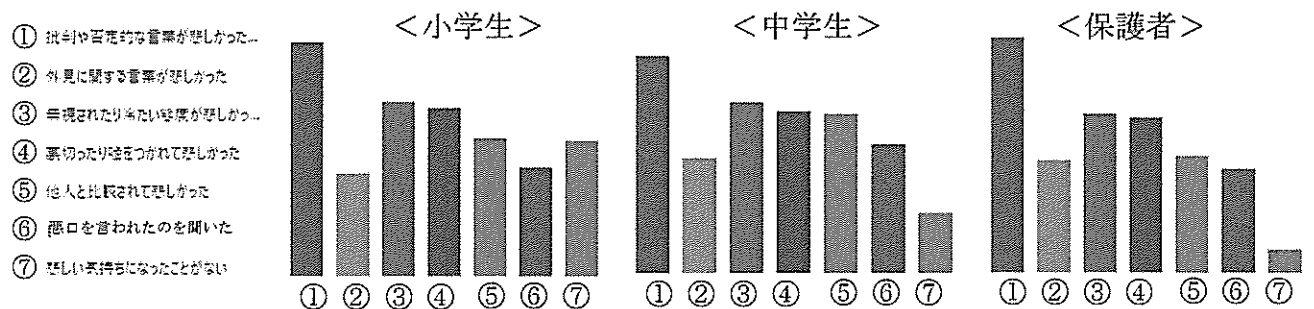
(小学生) よく怒られる、人と比べて劣っている、意見を言えない、みんなに嫌われている など
(中学生) 人の気持ちや性格が理解できない、人から嫌われている、継続力のなさ など
(保護者) いじめられている、家族関係がよくない、片付けが苦手 など

4 「人から言われた事」や「人からされた事」で嬉しかったことはありますか。また、それはどれに当てはまりますか。(複数回答可)

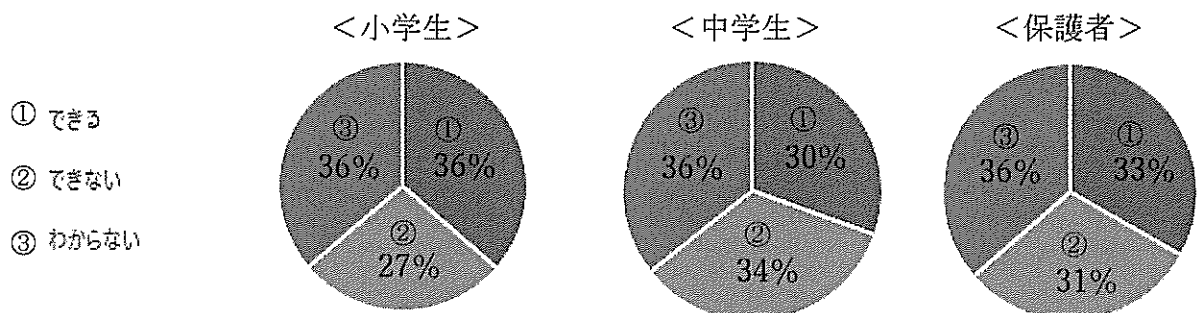


5 「人から言われた事」や「人からされた事」で悲しかったり嫌な気持ちになったりしたことはありますか。

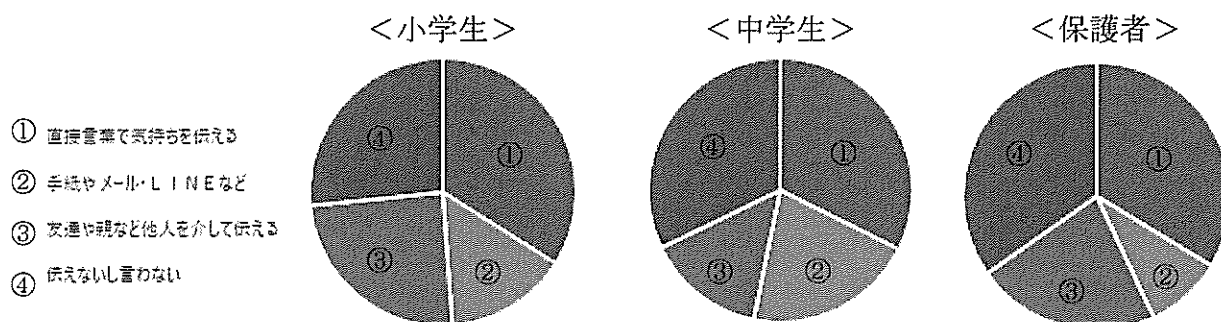
また、それはどれに当てはまりますか。(複数回答可)



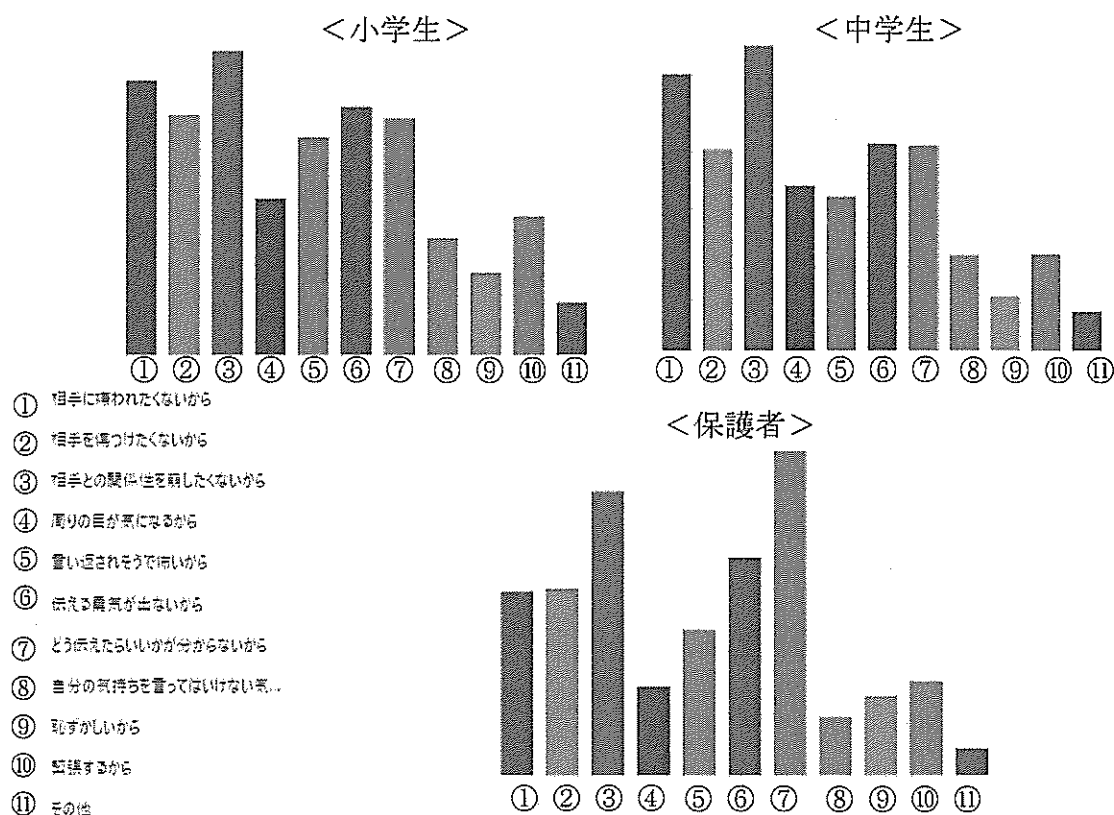
6 悲しかったり嫌な気持ちになったりした時、そのことを相手に伝えることはできますか。



7 あなたが、悲しかったり嫌な気持ちになったりした時、そのことを相手に伝える方法としてできそうなことはなんですか。(複数回答可)



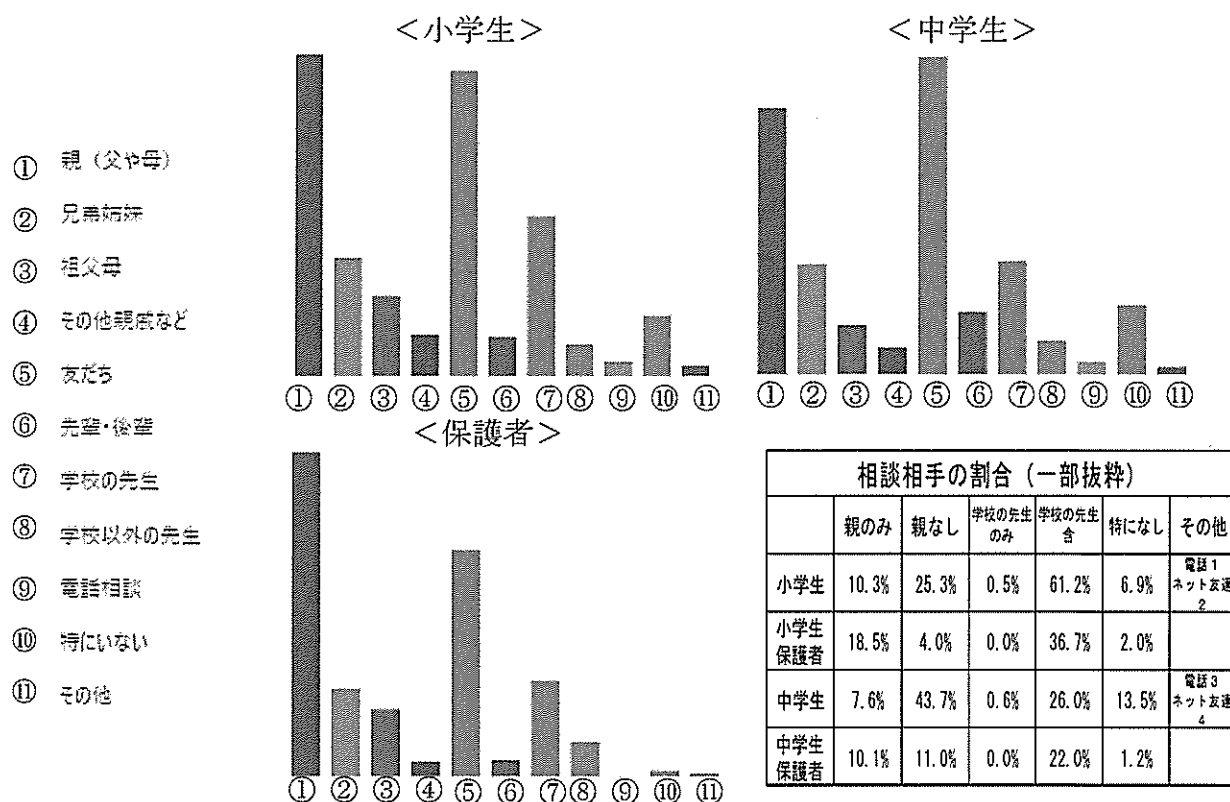
8 気持ちをうまく伝えたり言えないとしたら、その理由はなんですか。(複数回答可)



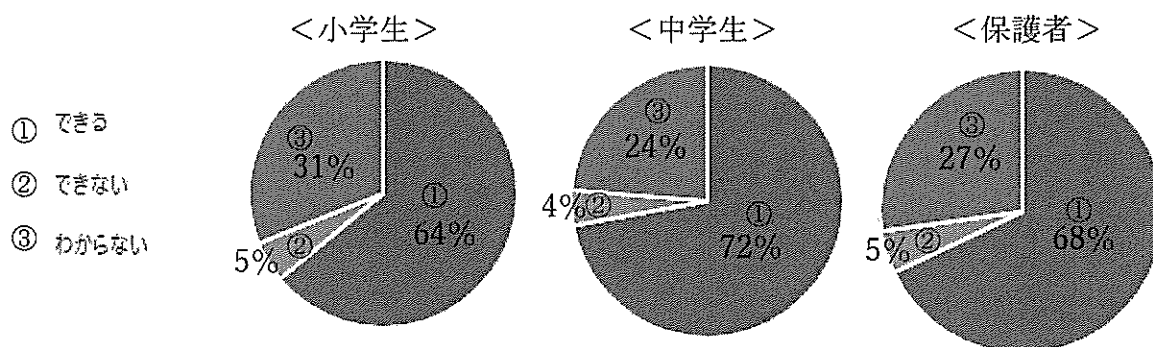
【その他の記載内容】

(小学生) 言っても仕方が無い、モヤモヤが悪化しそう、めんどろ、言わなくてもいつか解決するなど
(中学生) 言う必要がない、お互い様だから、両親が忙しくて言えない、我慢すればいい など
(保護者) めんどろ、必要性を感じない、他人に興味が無い など

9 あなたが相談できる相手はだれですか。(複数回答可)



10 自分と違う意見、考えや気持ちを受け入れることができますか。



11 10で答えた理由があれば教えてください。

【小学生】 (できる) ・ 人との違いを楽しんでいる ・ 相手の考えを受け止めているから (できない) ・ 他人の意見は信用できないから (わからない) ・ 理由や根拠がはっきりしないと受け入れられないから	【中学生】 (できる) ・ 心が広いから ・ 受け入れた方が、人間関係が広がるから (できない) ・ 自分の考えしか取り入れたくない (わからない) ・ どうやって受け入れてよいかわからない	【保護者】 (できる) ・ 親子で人との違いについて対話をしているから ・ 友だちのカミングアウトを受け入れていたから (できない) ・ 人の気持ちを想像することが苦手だから (わからない) ・ 学校と家での指導が異なり、本人が混乱しているから
--	--	---

1 どうだん亭秋の一般公開実績報告について

1 期間

令和6年11月13日（水）～11月19日（火） 計7日間

2 入場者数

	実施日	天気	来場者数 (人)	市内 (人)	市外 (人)	呈茶
11月	13日（水）	晴	114	62	52	-
	14日（木）	曇	109	29	80	-
	15日（金）	曇	77	36	41	-
	16日（土）	曇	165	65	100	-
	17日（日）	晴	302	132	170	164
	18日（月）	曇	210	51	159	-
	19日（火）	曇	163	65	98	-
	計		1,140	440	700	164

3 開催期間中のイベント

- (1) 文化協会茶華道部会によるいけ花展（11月16日、17日）
- (2) 呈茶（11月17日）

4 文化振興基金の募金額

金26,635円（前年度57,988円）

5 入場者数の推移

年度	来場者数（人）	市内（人）	市外（人）
令和3年度	3,474	1,227	2,247
令和4年度	1,837	631	1,206
令和5年度	1,574	516	1,058

※ 公開期間は、令和3年度は9日間、令和4・5年度は7日間

6 その他

- (1) 期間中は、紅葉の様子を写真・動画で市ホームページに掲載
- (2) 11月16日（土）に中日新聞に掲載

2 令和6年度尾張旭市民文化祭実施結果について

事業名 項目	第50回 市民展	第43回 市民芸能発表大会	第41回 市民音楽祭
期 日	10月27日(日)～ 11月3日(日・祝)	11月3日(日・祝)	11月10日(日)
会 場	スカイワードあさひ	文化会館	文化会館
応募数・ 出演者数	出展総数：309点 ・絵画 123点 ・書道 28点 ・写真 44点 ・彫塑工芸 68点 ・文芸 46点 (短歌、俳句、川柳)	17団体(240人)	18団体(379人)
入場者数	約5,300人	約600人	約840人
備考		イベント動画の生配信 を実施 視聴数：141回	イベント動画の生配信 を実施 視聴数：1,323回

(参考)

令和4年度

	市民展	市民芸能発表大会	市民音楽祭
応募数・ 出演者数	317点	300人	367人
入場者数	約4,900人	約360人	約770人

令和5年度

	市民展	市民芸能発表大会	市民音楽祭
応募数・ 出演者数	306点	370人	432人
入場者数	約5,200人	約870人	約910人

承認第5号

尾張旭市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定議案に係る教育委員会意見の教育長の臨時代理に関し承認を求めることについて

尾張旭市教育委員会事務委任規則（昭和55年教育委員会規則第6号）第5条第1項の規定により、別記のとおり教育長が臨時に代理したので、同条第2項の規定に基づきこれを報告し、委員会の承認を求める。

令和6年12月18日提出

尾張旭市教育委員会

教育長 三 浦 明

提案理由

この案を提出するのは、尾張旭市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定議案について、令和6年11月29日付けで尾張旭市議会議長からの意見聴取があり、同年12月2日に教育長が臨時に代理をしたので、その承認を求めるため必要があるからである。



6 教 第 2 7 1 号
令和6年12月2日

尾張旭市議会

議長 松 原 たかし 殿

尾張旭市教育委員会

教育長 三 浦



尾張旭市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定
議案に対する意見について

令和6年11月29日付け6議第164号でありました尾張旭市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定議案については、異議ありません。

担当 教育政策課教育政策係（中川）

電話 0561-76-8173

内線 602



6 議 第 1 6 4 号
令和6年11月29日

尾張旭市教育委員会

教育長 三 浦 明 殿

尾張旭市議会

議長 松 原 たかし



尾張旭市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定
議案に対する意見聴取について

令和6年第5回(12月)尾張旭市議会に提出された下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

1 議案名等

第61号議案 尾張旭市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例
の制定について

2 回答期限

令和6年12月6日(金)

担当 議会事務局議事課議事係
内線 653



第 6 1 号議案

尾張旭市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

尾張旭市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

尾張旭市長 柴 田 浩

提案理由

この案を提出するのは、教育に関する事務のうち、学校体育を除くスポーツに関することを市長が管理し、及び執行するため必要があるからである。

尾張旭市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 3 条第 1 項の規定に基づき、市長が管理し、及び執行する教育に関する事務は、スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）とする。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に教育委員会がした処分その他の行為のうち現にその効力を有するもの又は施行日前に教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、市長がした処分その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（尾張旭市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第 3 条 尾張旭市体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和 5 2 年条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
尾張旭市 <u>体育施設</u> の設置及び管理に関する条例 （趣旨） 第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 4 条の 2 の規定に基づき、尾張旭市 <u>体育施設</u> （	尾張旭市 <u>スポーツ施設</u> の設置及び管理に関する条例 （趣旨） 第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 4 条の 2 の規定に基づき、尾張旭市 <u>スポーツ施設</u> （

以下「施設」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(目的及び設置)

第2条 市民の体育の向上及び

普及を図るため、施設を別表第1のとおり置く。

(職員)

第3条 施設に館長又は施設長及び
必要な職員を置くことができる。

(使用時間及び休日)

第3条の2 施設の使用時間及び休日は、別表第1の2のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休日を設けることができる。

(使用の許可)

第4条 施設を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、施設の管理に必要があるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第5条 教育委員会は、次の各号の一に該当するときは、施設の使用を許可しない。

(1)～(5) (略)

(6) その他教育委員会が適当でないと認めたとき。

(特別の設備)

第6条 第4条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)

以下「施設」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(目的及び設置)

第2条 市民の体力及び健康の増進並びにスポーツの普及を図るため、施設を別表第1のとおり置く。

(職員)

第3条 市長は、施設の管理上必要があるときは、必要な職員を置くことができる。

(使用時間及び休日)

第3条の2 施設の使用時間及び休日は、別表第1の2のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休日を設けることができる。

(使用の許可)

第4条 施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、施設の管理に必要があるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を許可しない。

(1)～(5) (略)

(6) その他市長が適当でないと認めたとき。

(特別の設備)

第6条 第4条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)

は、施設に特別の設備をし、又は設備を変更してはならない。ただし、教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

(使用者の義務)

第7条 使用者は、施設の使用に際しては、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに第4条第2項の規定により許可に付された条件及び教育委員会の指示に従わなければならない。

(許可の取消し及び使用の中止命令)

第9条 教育委員会は、使用者が前3条の規定に違反したとき又は公共の福祉のためやむを得ない理由があるときは、第4条第1項の許可を取り消し、又は使用者に対して使用の中止を命ずることができる。

(損害賠償)

第14条 使用者は、故意又は過失によつて施設又は附属設備及び器具等を毀損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第16条 教育委員会は、施設の管理を指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

2・3 (略)

(指定管理者が行う業務の範囲)

は、施設に特別の設備をし、又は設備を変更してはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(使用者の義務)

第7条 使用者は、施設の使用に際しては、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに第4条第2項の規定により許可に付された条件及び市長の指示に従わなければならない。

(許可の取消し及び使用の中止命令)

第9条 市長は、使用者が前3条の規定に違反したとき又は公共の福祉のためやむを得ない理由があるときは、第4条第1項の許可を取り消し、又は使用者に対して使用の中止を命ずることができる。

(損害賠償)

第14条 使用者は、故意又は過失によつて施設又は附属設備及び器具等を毀損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第16条 市長は、施設の管理を指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

2・3 (略)

(指定管理者が行う業務の範囲)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(職務権限の特例)

第二十三条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

- 一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。
- 二 スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- 三 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。
- 四 文化財の保護に関すること。

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○尾張旭市教育委員会事務委任規則

(委員会の議決事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事務を議決する。

- (1) 学校教育及び社会教育に関する一般方針を定めること。
- (2) 学校その他の教育機関の設置又は廃止を決定すること。
- (3) 重要な事業の計画及び実施方針を定めること。
- (4) 県費負担教職員の懲戒及び校長の任免その他の進退について内申すること。
- (5) 県費負担教職員の服務の監督の一般方針を定めること。
- (6) 前2号に定めるもののほか、人事の一般方針を定め、及び懲戒を行うこと。
- (7) 委員会関係各種委員の任命又は委嘱を行うこと。
- (8) 委員会の規則及び規程の制定又は改廃を行うこと。
- (9) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること。
- (10) 教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (11) 学校の通学区域を設定し、又はこれを変更すること。
- (12) 教科用図書の採択に関すること。
- (13) 文化財の指定及び指定の解除に関すること。

(14) 委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。

(15) 審査請求に対する裁決に関すること。

2 前項に掲げる事務以外の委員会の権限に属する事務は、教育長に専決させるものとする。

(教育長の臨時代理)

第5条 教育長は、第3条第1項各号に掲げる事務について緊急やむを得ない事情により委員会の議決を受けることができない場合は、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、委員会に報告し、承認を得なければならない。

承認第 6 号

令和 6 年度一般会計補正予算（第 5 号）に係る教育長の臨時代理に関し
承認を求めることについて

尾張旭市教育委員会事務委任規則（昭和 55 年教育委員会規則第 6 号）第 5
条第 1 項の規定により、別記のとおり教育長が臨時に代理したので、同条第 2
項の規定に基づきこれを報告し、委員会の承認を求める。

令和 6 年 1 2 月 1 8 日提出

尾張旭市教育委員会

教育長 三 浦 明

提案理由

この案を提出するのは、令和 6 年度 1 2 月補正予算調整後さらに調整する必
要が生じた予算について、令和 6 年 1 2 月 5 日に教育長が臨時に代理をしたの
で、その承認を求めるため必要があるからである。

令和6年度教育費予算目別集計表

【歳入】

(単位：千円)

款	項	目	当初予算額	補正額累計		第5号補正	
				増減額	補正後予算額	増減額	補正後予算額
14 使用料及び手数料	1 使用料	7 教育使用料	24,826	0	24,826	0	24,826
15 国庫支出金	2 国庫補助金	5 教育費国庫補助金	5,781	99	5,880	0	5,880
16 県支出金	2 県補助金	8 教育費県補助金	24,874	0	24,874	0	24,874
	3 県委託金	5 教育費委託金	185	26,835	27,020	0	27,020
17 財産収入	1 財産運用収入	1 財産貸付収入	640	0	640	0	640
		2 利子及び配当金	2	0	2	0	2
18 寄附金	1 寄附金	1 寄附金	800	0	800	0	800
19 繰入金	1 繰入金	1 繰入金	500	0	500	0	500
21 諸収入	5 雑入	1 雑入	356,760	0	356,760	0	356,760
22 市債	1 市債	6 教育債	87,700	16,500	104,200	0	104,200
計			502,068	43,434	545,502	0	545,502

【歳出】

(単位：千円)

款	項	目	当初予算額	補正額累計		第5号補正	
				増減額	補正後予算額	増減額	補正後予算額
10 教育費	1 教育総務費	1 教育委員会費	2,677	0	2,677	0	2,677
		2 事務局費	703,428	△ 16,771	686,657	32,213	718,870
		3 教育振興費	127,007	0	127,007	0	127,007
	2 小学校費	1 学校管理費	293,474	31,500	324,974	0	324,974
		2 教育振興費	121,906	△ 2,795	119,111	0	119,111
	3 中学校費	1 学校管理費	153,399	12,800	166,199	0	166,199
		2 教育振興費	78,530	0	78,530	0	78,530
	4 給食センター費	1 給食センター費	692,947	889	693,836	653	694,489
	5 社会教育費	1 社会教育総務費	8,528	0	8,528	0	8,528
		2 社会教育振興費	4,480	0	4,480	0	4,480
		3 公民館費	160,361	0	160,361	0	160,361
		4 図書館費	38,630	0	38,630	0	38,630
		5 文化財保護費	14,290	0	14,290	0	14,290
		6 文化会館費	92,225	0	92,225	0	92,225
	6 保健体育費	1 保健体育総務費	11,307	276	11,583	0	11,583
		2 体育施設管理費	102,384	22,000	124,384	0	124,384
13 諸支出金	1 諸費	1 過年度収入返還金	200	0	200	0	200
計			2,605,773	47,899	2,653,672	32,866	2,686,538

歳出予算明細書

10款 教育費		1項 教育総務費	2目 事務局費	(単位 千円)
節	補正額	説明		
1 報酬	19,700	人件費		8,013
2 給料	3,887	一般職給料		3,887
3 職員手当等	7,998	[162,586 ⇒ 166,473]		
4 共済費	628	地域手当		233
		[11,124 ⇒ 11,357]		
		期末勤勉手当		3,157
		[69,381 ⇒ 72,538]		
		特別職期末手当		108
		[3,669 ⇒ 3,777]		
		職員共済組合負担金		628
		[57,810 ⇒ 58,438]		
		会計年度任用職員報酬		24,200
		会計年度任用職員報酬		19,700
		[210,097 ⇒ 229,797]		
		会計年度任用職員期末勤勉手当		4,500
		[57,412 ⇒ 61,912]		
計	32,213			

10款 教育費		4項 給食センター費	1目 給食センター費	(単位 千円)
節	補正額	説明		
2 給料	320	人件費		653
3 職員手当等	281	一般職給料		320
4 共済費	52	[15,318 ⇒ 15,638]		
		地域手当		19
		[1,005 ⇒ 1,024]		
		期末勤勉手当		262
		[6,268 ⇒ 6,530]		
		職員共済組合負担金		52
		[5,163 ⇒ 5,215]		
計	653			